

グローバル・リスク・ウォッチ Vol.31

エマージング経済の意外？な堅調 他

=====

《index》

1. エマージング経済の意外？な堅調(大山)
 2. 合意まで数メートル:バーゼルⅢ改革(勝藤)
 3. 賃金上昇がインフレ加速を後押し(熊谷)
 4. 海外で危機が発生した場合のポイントとは(茂木)
 5. 講演最新情報(2017年10月時点)
- =====

2. 金融規制の動向に係る概観(トレンド&トピックス)

合意まで数メートル:バーゼルⅢ改革

有限責任監査法人トーマツ ディレクター 勝藤史郎

バーゼルⅢ改革の最終合意がまたも見送られました。バーゼルⅢ規制のいわゆる「分母」に関する議論では、信用リスク、オペレーショナルリスクのリスク計測手法に係る議論が昨年末にほぼ決着し、最終文書のドラフトは完成している模様です。昨年末以来の唯一の未決事項は、いわゆる「資本フロア(アウトプットフロア)」です。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、10月4-5日にスイスのバーゼルで親会合を開催しましたが、会合後には資本フロア決定についてはなんら公表もなされませんでした。報道によれば、BCBS開催の翌週10月13~15日に米国ワシントンDCで開催されたIMF(国際通貨基金)年次会合の場でもバーゼル規制に関する交渉が継続された模様です。資本フロア水準72.5%という妥協案に対し、フランス当局などが合意に否定的であったとされています。BCBSのコーエン事務局長は14日、ワシントンDCでの国際金融協会(IIF)の会合での講演で、バーゼルⅢ交渉をマラソンに例えて「資本フロアの合意のゴールまであと数メートル」にまで近づいていると述べました。またコーエン事務局長は資本フロアの水準の決定は最終的にはBCBSの上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)にゆだねられると述べました。こうした状況証拠からは、資本フロア水準の合意はもはや技術的な議論ではなく、政治的判断に基づく段階に達していることがうかがえます。今回の会合では銀行規制担当のFRB(連邦準備制度理事会)クオールズ副議長が就任直後で実質的に未稼働であったこと、また最終合意手段としてフロア水準の段階適用などの余地は残っていること、などから12月に開催予定の次回BCBS会合並びにその後のGHOSで、最後の数メートルが走破される可能性が高いと見ておきます。

資本フロアの適正水準は、標準法と内部モデルそれぞれによるリスク量計測の特徴の差異に対する考え方に依存します。バーゼル規制では、国際統一基準銀行がリスクアセットを算出する際に、BCBSの定める標準的手法と、各銀行の内

部モデルによる計測手法の双方を認めています。一般に、標準的手法は計測が簡易で、異なる銀行間で同じ手法のリスク計測がなされるため、比較可能性や透明性の面で優位性があります。一方で標準法は保守的でリスク量が大きめに算出され、またリスクの変動に応じたリスク量の変化が少なくリスクセンシビリティにおいて劣るとされています。これに対し、内部モデル手法はヒストリカルデータ等に基づくパラメーターを採用することでリスクセンシビリティが高く精緻なリスク計測ができます。一方で銀行毎に異なるモデルを使用するため比較可能性や透明性において劣るとされます。

バーゼルⅢ改革の当初議論においては、内部モデルの持つ恣意性の排除に重きがおかれ、標準法への回帰が目指されました。リスクアセット計測においては保守的な標準法による計測が必須とされ、標準法によるリスク量の一定の比率を、内部モデルによるリスク量に関わらず最低限の自己資本賦課の基準となるリスク量として計上することが求められることとなりました。これが資本フロアの考え方です。資本フロアの比率は、2016年7月のBCBSによる信用リスクに関する市中協議文書において、60%~90%という用途が示されましたが、その後約2年間、各国当局はこの資本フロアの水準をめぐり交渉を続けてきました。標準法による透明で比較可能性の高いリスク計測を志向する立場からは高い資本フロアが主張され、内部モデルを重視する立場からは低いフロアが主張されました。

功利主義的には、フロア水準は標準法・内部モデル手法それぞれにより実際に計算されたリスク量の差異に依存します。現実には、標準法を用いた場合にリスク量が大きめに算出されやすい銀行資産ポートフォリオとそうでないポートフォリオが存在します。特にバーゼルⅢ改革で標準法の掛け目が引き上げられた商品を多く有する銀行は標準法によるリスク量が相対的に高めに算出され、フロアによる最低所要自己資本が高めに要求されます。当初の標準法対内部モデルというリスク計測手法そのものの議論から、最終的にはBCBSの議論も、フロア水準の設定により各国の銀行システムが他国に比べて不利にならないようにとの思惑からの交渉となった模様です。当初は、高いフロア水準による厳格な資本賦課を主張する米国当局と、低いフロア水準を主張するフランスなど欧州の当局との間で意見の隔たりがあったとされます。その後米国は、プロ・ビジネスな政策を掲げるトランプ政権の発足、特に厳格な銀行監督政策で知られたタルーロFRB理事の退任等を機会に、在米銀行への過度に厳格な金融規制を見直す方向に転じました。バーゼル交渉においても米国はフロア水準につき軟化姿勢をみせています。一方、フランスなど欧州銀行は、標準法によるリスク量が他地域比で高めに出る資産構成特性をもっているため、70%を下回るフロア水準を主張してきたとされます。

こうした議論から読み取れる国際金融規制交渉の共通認識は「対等な競争環境(レベル・プレイング・フィールド)」の考え方です。バーゼル委員会メンバー国の各銀行システムが、他国の銀行システムと同等の立場で健全な競争を行える環境を整えることは、国際金融規制の設計者の使命の一つといえるでしょう。一見各国の思惑の衝突のように見える資本フロアの議論も、究極的には対等な競争環境の確保という共通目標に還元できます。一方で昨今では、バーゼル規制による国際統一基準に対してこれから乖離する規制を地域で導入する動きが特に欧州において見られます。欧州の資本要求規制(CRR)の改正案では、トレーディング勘定の抜本的見直し(FRTB)規制における所要自己資本額を、EU域内の銀行については規制実施後3年間国際統一基準の65%に軽減する措置を提案しています。米国はこれまでバーゼル国際統一基準より厳しい国内基準を在米銀行に課してきましたが、トランプ政権の発足後、在米銀行に他国銀行との対等な競争環境を保証するため、国内規制を国際基準に合わせて緩和する方針を示しています。10日に就任したFRBの銀行監督担当クオールズ副議長はかかる国際規制への協調を推進する立場をとると見られます。国際金融規制においてはルールの収斂(コンバージェンス)だけが唯一の競争環境提供の方法ではありません。各国の金融市場環境や慣行に応じた規制を課すことが結果的に対等な競争環境となることもあります。バーゼル規制で「第2の柱」による規制継続が決定した「銀行勘定

の金利リスク)などはその例です。対等な競争環境を維持するには、ルールベースとプリンシプルベースの規制アプローチを適切に使い分けることが重要です。ルールベースの規制が拡散(ダイバージェンス)することが、対等な競争環境維持にとって最も望ましくない状況といえるでしょう。

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.